

担当課名	クリーンセンター
案件名	せん断コンベア及び No.1 搬送コンベア緊急修繕
案件の概要	せん断コンベア及び No.1 搬送コンベアの緊急修繕を実施する。
随意契約の種類	単独随意契約
契約年月日	令和 2年 5月 13日
契約の相手方	吉野ゴム工業株式会社
契約金額	1,177,000 円（うち消費税 10,700 円）
契約期間	令和 2年 5月 13日～令和 2年 5月 13日
随意契約とした理由	<p>本業務は、せん断物コンベア及び No.1 搬送コンベアの緊急修繕を実施するものである。</p> <p>せん断物コンベア及び No.1 搬送コンベアは、粗大ごみを処理し、搬出するのに必要な装置である。</p> <p>現在、せん断物コンベア及び No.1 搬送コンベアは経年劣化により搬送ベルトが損傷し、不燃物及び粗大ごみ処理物の搬送が出来なくなった。このままの状態が続くと、粗大処理施設の運転を停止せざるを得ないことから緊急修繕を要する。</p> <p>粗大ごみ処理施設は特殊な設備により構成されており、その更新には施設に精通した者による実施でなければならない。また、粗大ごみ処理施設の稼働を行いながら更新を進めていく必要があり、安全性を確保しながら更新を進めていかなければならないことから、当該業務を実施できるのは、機能・構造及び特性を十分に熟知しており修繕実績のある吉野ゴム工業株式会社しかない。よって、吉野ゴム工業株式会社と単独随意契約を締結するものとする。（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号に該当）</p>